いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（フローチャート）

留意事項
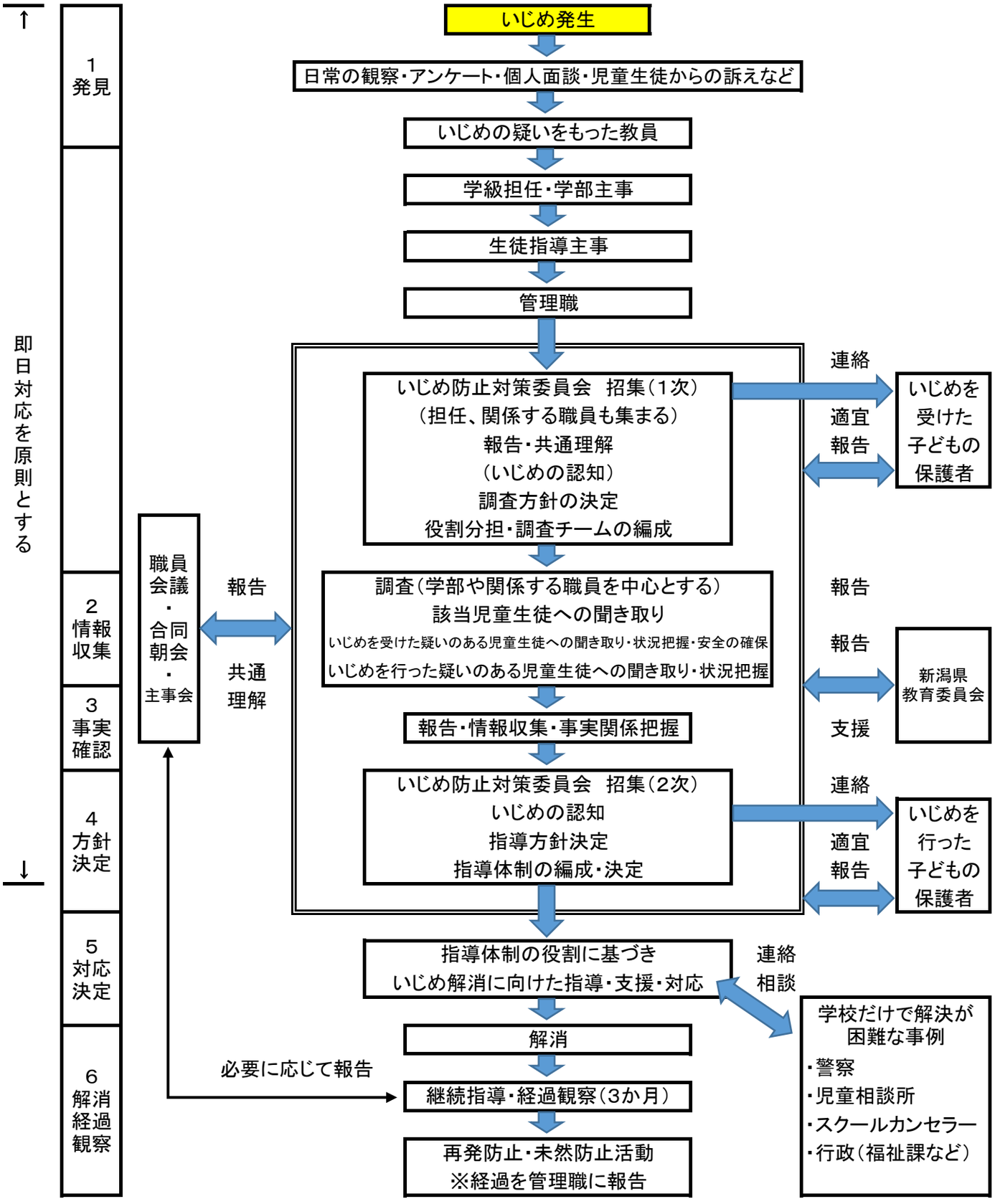
いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込み対応するのではなく、学部及び学校全体で対応することが原則です。一人で抱え込み対応することは、思い込みや配慮に欠ける対応になりやすく、より児童生徒をつらい状況に追い込み、保護者から理解を得られない場合もあります。